

4 平成 20 年度

◆長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料が決定しました。

※なお、この記事は 6 月 24 日時点での制度説明になっています。国により制度見直し案が検討されているため、変更になる可能性があります。

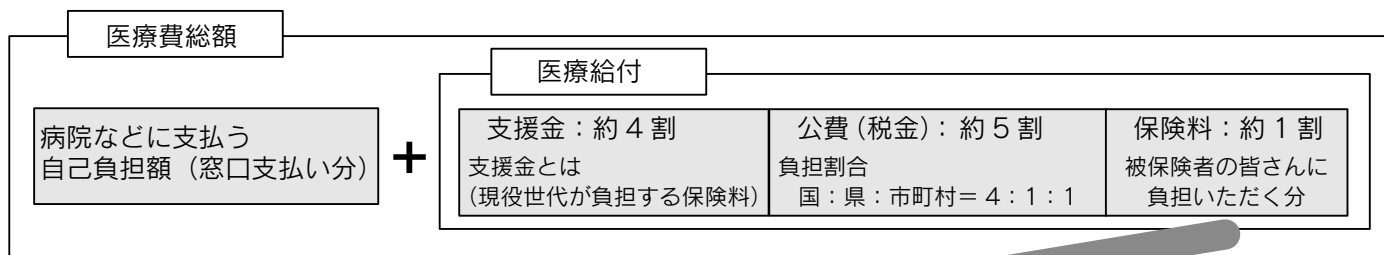
平成 19 年中の所得確定に伴い、保険料額が決定しました。

7 月中旬に被保険者の皆さんへ、平成 20 年度分後期高齢者医療保険料額決定通知書をお届けします。

●保険料は、平成 19 年中の所得金額と世帯（注 1）の状況を基に算定を行い、決定します。

注 1：「世帯」とは、平成 20 年 4 月 1 日時点の世帯（75 歳になる方、県外からの転入者等はその時点）を基準にしています。

●保険料について



●保険料の決まり方（計算方法）

$$\text{保険料} = \text{被保険者均等割額 (50,935 円)} + \left[\frac{\text{総所得金額等}}{-33 \text{ 万円 (基礎控除額)}} \right] \times \text{所得割率 (9.24\%)}$$

- ・保険料は、県内同一の基準で算定されます。
- ・保険料は、被保険者の方一人ひとりにかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2 年ごとに見直されます。
- ・保険料は、被保険者の方全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。
- ・所得の少ない世帯に属する被保険者は、被保険者均等割額が軽減されます。

●保険料の納め方のケース

保険料は、被保険者の皆さんに金融機関の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにするなどの観点から、原則、年金からお支払いいただく仕組み（**特別徴収**）となっています。なお、年金額が 18 万円未満の方などは、納付書や口座振替で個別に納めていただく（普通徴収）になります。

ただし、平成 20 年度は、被用者保険の被扶養者に対する特別措置が実施されるなどの理由で、次のとおりになります。

	平成 20 年									平成 21 年			特別徴収（◇：仮徴収、◆：本徴収） 普通徴収（◎：本徴収のみ）	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ケース 1 特別徴収	通知 ◇		◇	通知 ◇	◇		◆		◆		◆		◆	既に年金から保険料を天引き（仮徴収されている方） 今回決定した平成 20 年度分保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの額が、10 月・12 月・翌年 2 月の年金から天引きされます。
ケース 2 普通徴収				通知 ◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	普通徴収の対象となる方 今回決定した平成 20 年度分保険料額を、7 月から翌年 3 月までの 9 回に分けて納付書などで納めます。
ケース 3 特別徴収の対象となる場合				通知 ◎	◎	◎	◆		◆		◆		◆	65 歳以上で一定の障害がある方及び被用者保険の被保険者（※）であった方（※被用者保険の被保険者であったか否かは制度加入日の前日で判定） 9 月までは納付書などで納め、それ以降は 10 月・12 月・翌年 2 月の年金から天引きされる特別徴収となります。
ケース 4 特別徴収の対象となる場合				通知			◆		◆		◆		◆	被用者保険の被扶養者であった方（※被用者保険の被扶養者であったか否かは制度加入日の前日で判定） 平成 20 年度の特別措置により 9 月までの保険料負担はありません。特別徴収は、10 月から始まります。なお、該当するはずなのに徴収開始が 9 月以前となっていた方は、役場 保険環境課 医療介護保険係（☎ 65・1097）までお問合せください。